

令和3年第427回臨時会

矢吹町議会会議録

令和3年4月23日 開会

令和3年4月23日 閉会

矢吹町議会

令和3年第427回矢吹町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月23日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第5号の上程、説明、質疑	4
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
閉会の宣告	23
署名議員	25

令和 3 年 4 月 2 3 日（金曜日）

（第 1 号）

令和3年第427回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年4月23日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 5号 専決処分の報告について(専決第6号 損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 4 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第 5 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第 6 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第 7 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第 8 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(専決第11号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 9 議案第27号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第28号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第29号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳 賀 慎 也 君	2番	関 根 貴 将 君
3番	高 久 美 秋 君	4番	藤 井 源 喜 君
5番	堀 井 成 人 君	6番	鈴 木 浩 一 君
7番	富 永 創 造 君	8番	三 村 正 一 君
9番	加 藤 宏 樹 君	10番	鈴 木 隆 司 君
11番	青 山 英 樹 君	12番	熊 田 宏 君
13番	安 井 敬 博 君	14番	角 田 秀 明 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
企画総務課長	佐藤豊君	まちづくり推進課長	山野辺幸徳君
税務課長	小磯剛君	保健福祉課長	阿部正人君
都市整備課長	福田和也君	上下水道課長	柏村秀一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足に達しておりますので、これより第427回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 堀井成人君

6番 鈴木浩一君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴にお越しの傍聴者の皆様方、ありがとうございます。お忙しいところを感謝申し上げます。

それでは、早速報告いたします。

本日、第427回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、先ほど議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案等につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに日程案については議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日4月23日の1日とし、議案審議につきましては、報告1件、承認5件、一般議案2件、補正予算1件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今臨時会の会期は本

日4月23日、1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日4月23日の1日と決定いたしました。

なお、日程につきましては、会期日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

次に、本臨時会の議案書、議案説明資料並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより報告第5号 専決処分の報告について（専決第6号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴に来ていただいた皆様、お忙しいところ本当にありがとうございます。私どもの励みになります。それでは、日程第3、報告第5号 専決処分の報告についてでございます。

専決第6号 損害賠償の額を定めることについて、本件は令和3年1月19日、午後零時10分頃、5トントラックが町道舘沢1号線を走行した際に、タイヤに巻き付けたチェーンが横断側溝にはまり、グレーチングを跳ね上げたことによりまして、左後輪のマッドガードが破損する等の損害を与えたということに対する損害賠償でございます。

なお、損害賠償額は9万8,767円であり、相手方との示談が成立しております。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年3月25日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第5号 専決処分の報告について（専決第6号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第4、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第7号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第10号）につきまして、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2億4,060万8,000円を減額いたしまして、総額を108億3,554万2,000円とするとともに、繰越明許費の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方消費税交付金964万4,000円、寄附金が100万円、諸収入が2,380万8,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金1,424万9,000円、県支出金8,753万1,000円、繰入金1億4,774万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を特別定額給付金の事業完了に伴う精査等による3,600万8,000円の減額、そして農林水産業費を強い農業、そして担い手づくり総合支援交付金事業の事業完了に伴う精査等により8,010万5,000円の減額、商工費を雇用維持助成金事業の事業完了に伴う精査等により5,687万7,000円の減額、災害復旧費を福島県沖地震に係る令和3年度への年度間の事業費調整等により5,342万7,000円減額するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、学校ICT整備事業等の3事業につきまして、年度内完了が困難なことから総額2,475万3,000円を設定し、また、町道管理事業及び町営住宅管理運営事業につきましては、増額変更するものでございます。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第5、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第8号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,726万3,000円を減額し、総額を17億2,750万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税130万5,000円、そして国庫支出金211万2,000円をそれぞれ増額し、県支出金3,994万円、繰入金74万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費10万円を増額し、保険給付費が3,736万3,000円を減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとしております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第6、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第9号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、繰越明許費の補正を行うものであります。

繰越明許費補正の内容は、松倉大池線交差点舗装補修事業等の2事業につきまして、年度内完了が困難なことから総額24万3,000円……すみません、失礼しました。243万2,000円でございます。失礼しました。を追加するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第7、承認第10号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第10号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、繰越明許費の補正を行う

ものであります。

繰越明許費補正の内容は、マンホールポンプ制御盤用地買収事業の年度内完了が困難なことから総額25万円を追加するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第8、承認第11号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第11号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、関連する矢吹町税条例等の一部を改正する専決処分を同日付で行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとであります。

主な内容といたしましては、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整、軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等による改正でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより議案第27号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第9、議案第27号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定についてであります。矢吹町健康センターにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、施設運営を行ってきたところであります。

令和3年3月末をもって指定管理指定期間が満了するため、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、令和2年12月に公募を行いました。応募者がなかったため、応募の条件等を変更し、令和3年2月に再度公募を行ったところであります。

再公募の結果、4事業者より応募があり、選定委員会で選定された指定管理者候補との協議が整いましたので、矢吹町健康センターの指定管理者に、福島県白河市新白河四丁目60番地、株式会社アクティブワンを指定するものであります。

なお、指定の期間につきましては、令和3年5月1日から令和6年3月31日までの2年11か月間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

3番。

マスク取ってください。

○3番（高久美秋君） 新しい指定管理者、株式会社アクティブワンは、どのようなビジョンを持って運用しようとしているのか、お聞きいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 高久議員のご質問にお答えいたします。

一言にビジョンというご質問いただきましたけれども、指定管理候補者が提出していただきました申請書につきましては、相当量の書類が添付されております。それらの内容につきましては、この議会終了後に公表することになっております。提出者の申請書、事業計画書を含めた申請書につきましては、公表させていただきますので、その折に詳細にご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 質疑ありますか。

3番。

○3番（高久美秋君） これから今判断するのに当たって、一つでもやっぱり目玉か何かを言っていたかかないとちょっと判断に困るので、その辺、目玉があればお答えしていただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 高久議員の質問にお答えいたします。

では、基本的事項というところで、事業計画書の冒頭の部分について説明させていただきます。

町民に平等な利用の確保に関する方針についてというところでございますけれども、老若男女全ての町民が平等に施設を利用できる開かれた環境をつくり、安全で快適な施設運営を行う。もう一点は、健康センターの関係法令の遵守方針及びその状況の確認についてであります。地方自治法及び矢吹町健康センター施設条例等の関係法令に基づき、健康センターに従事する職員全員がその意味を理解できるよう、研修会、勉強会等を通じコンプライアンス教育を実施する。また、状況の確認については、関係機関や外部機関により監査を実施するというのが事業計画書の冒頭の基本的事項として記載されてございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 質疑ありますか。

これが最後です。

3番。

○3番（高久美秋君） 今回、指定管理の更新で空白期間ができたのは初めてであると聞いております。それを執行部はどのように考えているか、お答え願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 高久議員のご質問にお答えいたします。

空白期間ができたところにつきましては、初めてのことでございます。しかしながら、町といたしましては、空白期間ができないよう昨年12月公募いたしましたけれども、応募がなかった。再度募集したのが2月になりまして、選定委員会が3月ということで、ようやく候補者が決まったような状況でございます。

これから指定管理者決定した後、準備始まりますので、その準備期間がどの程度の期間かかるのかというのはこれからの協議になりますけれども、大変、空白期間ができたことについては残念ではありますけれども、なるべく早い時期に開業できるようなことで指定管理者と協議をしながら、町としても協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 3番の質疑を打ち切ります。

そのほか質疑はございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 1点だけお聞きします。

3月議会であゆり温泉のタイルの件ですか、滑ってけがをしたという方が2名ほどいたということで、タイルの工事をしなくてはならないということで休みを4月取ったわけですけれども、そのタイルの工事の進み具合をお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、3月議会前の議会の全員協議会の中でも質問いただきまして、タイル工事についての説明をさせていただきました。

このときには4月以降ということで、期日をいつにするかという明確な回答はしていなかったようではありますが、現時点ではタイル工事の積算等については進めておりますけれども、実施時期につきましては、やはり町民の皆さんの1日も早い開設が望む声が多い状況であります。

ですので、工事につきましては、この期間にやるのか、それともある程度閑散期にやるのか、そういった選択をこれも指定管理者の方と協議しながら時期を決めていきたいというふうに考えております。当面、開設を急ぐために、開設前の工事というものは現時点では考えてございません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 6番、質疑ありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 3月議会では、4月から工事のためと記憶しているんですけども、その点はどうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

これは3月17日の第1予算特別委員会の中での答弁になりますけれども、工事時期につきましては、営業開始時期を考慮し、工事発注時期の判断を行う。1日も早い営業再開を求める声があり、工事のための休館の期間を延伸したくないと考えているということでありますけれども、現時点で想定している工期は2か月間あります。

4月から始まって、冒頭からはなかなか難しいところがあります。たとえ早く準備をしたとしても4月下旬からになるだろうなというふうには思っておりました。そこから工事を2か月間取りますと、当然、開業の時期が遅れてしまいますので、私どもとしては開業を早めにしたというふうを考えておまして、この3月の段階で4月から工事を開始するかどうかということは決定していないニュアンスで答弁させていただいているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 6番、質疑ありますか。

○6番（鈴木浩一君） 最後にもう一つ、このタイルを工事するんじゃなくて、滑り止め等のマット、そういったものを利用すれば単価も安く上がるし、開業も早められるのではないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

そのようなご意見を昨年度中にもいただいているということは承知しております。タイル工事ということで予算計上しておりますけれども、積算をしながら工事の発注時期、今のところはやはり閑散期にやるほうがいいだろうという見込みは立てておりますので、それまでに費用の比較でありますとか、効果でありますとか、もうしばらく検討し、議員の皆さんにもご意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 6番の質疑を打ち切ります。

ほかに質疑のある方。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは、質疑をさせていただきます。

今日、指定管理者の指定に関して判断をしなくちゃいけないということでございます。議員として、その材料たるものに対して非常に乏しくて、どのように判断していいかがちょっと分からない状況でございます。

特に、この健康センターの指定管理に関しましては、様々な課題がある。まず1つ目としましては、指定管

理料というものがかなり高額になってきているという経過がございます。そもそも指定管理制度を導入した理由というものは、当初の段階でこのコストを下げていかなければならないという課題があったわけです。

平成20年が1,400万程度の指定管理料でした。平成21年が2,100万、そこから平成24年度まで4年間は今申し上げましたように2,100万、2,600万、2,300万、2,800万と2,000万円台でございました。そして、7年前、平成25年から3,900万、およそ4,000万というふうになっております。そして、平成30年4,235万7,000円、令和元年4,278万円、令和2年度におきましては、当初予算では4,900万、5,000万という数字が計上されてきた経緯がございます。

そうしますと、いわゆるアウトソーシングというもの、外部委託になりますけれども、その手法としてのこの指定管理制度というものが当初のコスト的なものの課題を解決し得るものであったのかどうか等の検証が必要な時期に来ているわけであります。

当然、今申し上げた一つには、指定管理料の高騰という点がまず一つ、そしてまた、利用者からプール等の利用に関しましても様々な要望が過去に出されております。現在の監視委員は2名としてほしいと、今、1名なんです。その辺の運用も考えていただきたい。

それから、様々な課題があります。玉川村の例を出しますと、プール運用に関しましては、インストラクター等を取り入れながら、健康増進に関してのソフト面での活動やそういったものが組み込まれている。矢吹町でも過去にはありましたが、それは今はないと、そういう内容でもって健康増進に資する施設としてのその内容を課題として上げてくる町民の利用者もおります。

そういう課題等がある中であって、今回、指定管理料及びそのソフト面、事業の内容に対して4者の中で公募があって1者に決まると、その1者に決まったその理由、選定理由というものが実は公表されていないんですね。それは、設置要綱、指定管理者選定委員会設置要綱の第7条で、指定された今日のこの議会でもって指定された後に経過とか結果、選定の結果について公表するというふうにあるんですね。それでは私どもでは何とも判断しようがないんですよ。

この7条には付記されていて、ただし、委員会は選定の経過及び経過について指定前に公表することが必要であると判断した場合、これはできるというふうになっている。そういうふうな判断にならなかったのはなぜなのかをまず1点目としてお尋ねします。

長くなりましたが、指定管理料、そしてまた事業等の内容についての各課題がある、それらを解決するという意味においての選定理由等が公表されなかった。公表、今申し上げましたように、必要であると判断した場合には公表できるとあります。私が今まで申した理由を鑑みれば、公表することが必要であったというふうに判断する材料かと思いますが、それでも公表しない、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

公表しなかった理由につきましては、選定委員会の要綱上、それが原則となっている原則に従って公表しない、そういうふうにご決定したというふうにご聞いております。

以上です。

〔「ただし書があるじゃないですか。そこです。そこを聞いています」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（阿部正人君） ただし書に該当しないということで判断されたというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 11番、質疑ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 判断の可否、有無ということになるかと思いますが、今申し上げましたように、過去における経過の中での指定管理料、そして様々な利用者からの要望等の解決に向けて、それが含まれているかどうかというものを公表すべきであるというふうには私は思うわけなんです。

ですから、そこは公表すべきであったと私はと思いますが、委員会の中での判断がそうだったということであるということで、1番目の質問についてはそういう回答があったということで終了したいと思います。

次に、2点目としましてですけれども、4者ある中での1者でもって平等に憩いの場を保つためというようなプレゼンテーションでの発表の意見もありました。できる限り地域貢献をしたいということもございました。

そして、先ほどの同僚議員の質問におきましても、平等性を保ちつつ、その指定管理の基本的な説明に資するというものであります。それは当たり前なんですけれども、選定において具体的に何をするかということの具体的な事例、活動計画というもの、それはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。それはこの場で申し上げるべきことではないかと思うんですが、その内容についていかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

プレゼンテーションにつきましては、議員ご出席されて聞いておられると思いますけれども、事業計画書の全てをプレゼンしたわけではないと思いますので、記載されている内容につきまして、公表前ではありますが特徴的な提案について3点ほど申し上げたいと思います。

1番目が町の農産物の販売、あと次が子供の日やお盆などの日程に合わせイベントを開催し、多くの方々に足を運んでいただき、健康センターの知名度を上げる。3点目が、無料開放日や利用促進を目的としたスタンプ制を導入し、ポイントがたまったら得点進呈等を検討するというところが特徴的な提案ということで記載されてございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 11番、質疑ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 今、具体的なところがございました。ほかの3者と比較した上において、アクティブワンさんに選定が決まったということですが、今申していただきました3点でございましたが、総じて町民が今度の選定におきまして、新たな指定管理者として運営が始まったときに町民が期待できるものというものはどういったものが具体的にあるのか、今3点ほどは申し述べましたけれども、アクティブワンさんに

指定をして今までと違ってこういったメリットがありますよというもの、いわゆる私どもが判断する上において、特徴、先ほど3点ありましたが、町民にとってもっとこういった健康管理に資するものというものがあるのかどうか、その内容をお示しいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

その申請書の中には、特にこれだということでは書いてはありませんですけども、審査委員の大方の感想といたしましては、この事業者のこれまでの実績、経験等について大きなアピールがありました。当然、それらについても審査委員の方は分かっております。ですから、施設運営の安定的な面が確実に確保できるということが期待されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 11番の質疑を打ち切ります。

ほかに質疑ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、質疑をいたします。

指定管理期間が令和3年5月1日からとなっておりますが、まずこの5月1日にオープンできるのかを確認、1点確認します。

次に……

○議長（角田秀明君） 1個ずつにしてください。

○9番（加藤宏樹君） 1個ずつだと3回しかできないんで、再質問でやります。

○議長（角田秀明君） それは決まりだ、決まり。

○9番（加藤宏樹君） 一遍にやります。

○議長（角田秀明君） 1個ずつにしてください。ルールだから、ルールだから。

○9番（加藤宏樹君） じゃ、再質問は1件にカウントしてもらえるなら、それでもいいですけども。

〔「一問一答でやっているんだから」と呼ぶ者あり〕

○9番（加藤宏樹君） 一問一答じゃないですよ、質疑は。質疑ですよ、これ。

○議長（角田秀明君） 同じ質問をしたときは再カウントという意味でしょう、加藤君。

○9番（加藤宏樹君） はい。

○議長（角田秀明君） 分かりました。

○9番（加藤宏樹君） 許可を得ましたので。

○議長（角田秀明君） 今の5月1日にオープンできるんだかということですね。

○9番（加藤宏樹君） まず1点、お聞きします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

5月1日のオープンは今時点では、大変難しいというふうを考えております。この指定管理候補者、プレゼンテーションのときには6月にというお話ありましたが、5月中にオープンするようなことで検討を進めていただいております。私どもとしても1日でも早いオープンできるように協力してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 9番、質疑ございますか。

○9番（加藤宏樹君） じゃ、再質疑という形を取らせていただきます。

指定管理期間が5月1日からという議案書もいただきましたので、当然、5月1日からオープンというふうを考えておりましたが、様々な理由から5月中ぐらいという曖昧な返事ですが、今回、タイル工事、またはマット等に変更も可能ということで、マットであれば早くできるんじゃないかと同僚の議員からも質問がありましたが、マット対応で早急にオープンした場合、いつ頃になるかお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

マットでやった場合については、現時点では具体的な検討を進めておりませんので、時期等については現時点ではご返答できない状況でございます。ご理解ください。

○議長（角田秀明君） 9番、質疑ありますか。

○9番（加藤宏樹君） 再質疑とさせていただきます。

3月の議会、前任の保健福祉課長さんはマットにするか、タイル工事をするか、その検討も含めてということとなさっていたと思うんですね。それがいまだどちらにするかも分からない、オープン早くしたい、何か言っていることがちょっとつじつま合わなくなってくるんじゃないかと思うんですが、それとそれは置いておいて、そうしますとこの指定管理、これ1か月工事とか、2か月工事と先ほどおっしゃいましたけれども、2か月かかったならば、今から2か月かかるんだと7月1日オープンとなれば、その分指定管理料が浮くんじゃないかという私らは思うんです。

だってオープンできないのに指定管理契約して、指定管理料発生しちゃうんですから、その辺はどのようにお考えかお答えください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

先ほどの鈴木議員の質問のときにもお答え申し上げましたが、オープンを遅らすことになるような工事は避けたいというふうを考えております。

閑散期がいいのか、いつの時期がいいのか、それも考えさせていただきたいと思いますが、休館期間をタイル工事であれば工期は2か月かかりますが、現場については多分1か月程度になるんじゃないのかなというふうに想定はしております。

マットですとまだ具体的には検討はしていませんけれども、さらに短い工期であればそちらを選択するという方法もあるかと思います。決してオープンには影響させないように、今年度中に実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（角田秀明君） 9番、今は指定者のあれですから、工事関係のやつは質問しないでください。

○9番（加藤宏樹君） 指定期間にちょっと関係して……

○議長（角田秀明君） そうでしょうけれども、今、指定者のあれですから質疑なものですから、そういうふう
に配慮してください。お願いします。

9番、質疑ありますか。

○9番（加藤宏樹君） それでは、じゃ、別な質疑に入ります。

基本的な運営体制とか、基本的な運営方針は前任者とほぼ同様なのか、その辺をお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

先ほど高久議員に答弁したとおり、基本的な事項について2点ほどありましたけれども、私の記憶でしかありませんけれども、前指定管理者につきましてもこの基本的な事項につきましては、共通の内容というふうに認識しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 9番、質問、これで打ち切っていいですね。

○9番（加藤宏樹君） この再質疑は駄目ですか。

○議長（角田秀明君） 申し訳ないですが。

では、9番の質疑を打ち切ります。

そのほか質疑のある方。

13番。

○13番（安井敬博君） それでは、質疑をさせていただきます。

まず、この指定管理についてですけれども、プール、それから温泉、そして温泉スタンド、ふれあい農園と施設複数あるわけですが、それぞれについてスタッフの確保、そういったものはどのように行っていくのか、また現在……、スタッフについてお伺いします。スタッフの確保をどのようにしていくのかをお尋ねいたします。指定管理者さんにおいてどうなっているのか。

○議長（角田秀明君） 13番、これ我々が同意をしていってからのことだと思うんで、そのスタッフをどうこうするというのは。

○13番（安井敬博君） いえ……

○議長（角田秀明君） 私はそう思うんですよ。やっぱりこれで承認を、我々が同意をして指定者になった時点で従業員とかいろんなことを考えるというのがだと思っんですよ。最初からここを使う、あそこを使うというようなことでは、このプレゼンテーションでやっていないと思うので、ちょっと質問を変えてもらいたと思います。

承認しないうちから、だっってどこ使うなんていうことも言えないでしょうから、業者さんとしては。

○13番（安井敬博君） いや、応募の中でそういったものも応募の規定とか中で含まれていたと思います。そして、プレゼンの中でもそういったことを言っておりましたので、どのように確保していくのかということも含めてだと思っんです。

○議長（角田秀明君） じゃ、答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

今、議長おっしゃったように、決定後に事業者が行う行為なので具体的にはなかなか申し上げられないと思いますけれども、1点だけ、今日が終わりまして選定されましたら、29日に前の従事者の方々を集めて説明会を開きたいということで連絡が入っております。その1点だけ申し上げさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 質疑ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） つまりは、今のお答えですと、今働いている方たちというか、4月、これまでの3月まで働いていた方たちについて確保をお願いしていくような予定でいるという、そういったことでよろしいんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

3月終了時点で既にほかに仕事に就かれた方もいらっしゃいますので、全員とはならないというふうには伺っておりますけれども、できれば希望される方については、引き続き健康センターに携わっていただきたいという意向を聞いております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 13番、最後の質疑ですけれども。

13番。

○13番（安井敬博君） この指定管理者をお願いする施設、矢吹町健康センター、これ複数の施設分かれていること、冒頭にも申し上げましたけれども、特にプールですね、温泉については今、工事等の影響はないようにするというお話を聞きましたけれども、プールについて、これは特に工事等も発生しないことでありますし、そういったところから言うと、プール、非常に健康増進のために利用している方大勢いらっしゃいまして、特に週何回も利用していて、それが今できないということで非常に健康維持困難だというお話も複数の方から伺

っております。

プールの先行しての温泉とは別にプールだけでも早く始めるような、そういったことは今の指定管理者さんは考えておられたのか、この候補に挙がっている方たちは考えておられるのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

指定管理者の選定が済んでない段階なので、そういった具体的な協議についてはまだ進められておりませんが、旧指定管理者での防火管理者ですとか、そういった資格を持った方の専任が必要になってきますので、そういった手続がありますので、温泉よりは準備期間は短くなると思います。ですので、そのあたりも施設ごとにオープンを早められるものについては早めてほしいといったようなお願いはしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（角田秀明君） 13番の質疑を打ち切ります。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

反対討論ですか。

○11番（青山英樹君） 反対討論です。

○議長（角田秀明君） はい。

○11番（青山英樹君） 議案第27号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。

質疑でも申し上げましたように、健康センターに関する指定管理に関しましては、様々な課題が浮き彫りになってきております。特に指定管理料、当初1,400万であったものが4,000万を超えてきている。アウトソーシングをして委託、外部委託をしていくという、その手法が当初の目的からそれを解決するに至ってきているのかどうかという点について、まず検証する必要があるだろうというふうに思っております。

特に、このアウトソーシングというものについては、今、見直しが図られておりまして、逆にインソーシングのほうがよろしいのではないのかと、時代も変わりましたし、社会経済構造も変わってきました。そういう中であって、見直しをしていきたいと思いますところが多くなってきております。

当町におきましても、いわゆる町民の皆様、額に汗して納めた税金から公金として指定管理料を納めているわけでございますから、支払っているわけでございますから、改めて公金の使い方という観点からもそこは見直しをしていく必要があるというふうに思います。

また、質疑でも申し上げましたように、利用者からの課題というものも様々な面で指摘されてきております。

それらについて解決してきたのかという点についても検証が必要であります。そういう点におきまして、具体的に今回の指定におきましての選定において、その解決の糸口というものが見えてきているのかどうかについては、非常に疑問があります。

また、今回の選定におきましては、運営の安定性という運営面での評価が高かったということでございますが、温泉等の経営の経験はないということが全員協議会の場でも説明されておりますし、まして人員スタッフの確保というものを指定前ではありますけれども、プレゼンテーションなり、事前の段階である程度計画性が示されるのであれば理解できますが、具体的なものもございません。

実際に前に勤めておられましたスタッフの方々と話を聞く機会がありましたが、具体的なものは全く決まっていなかったというお話を伺っております。そういう面においては、経営の安定性、その面については疑念が生じるところでございます。

また、当然、その選定に関する内容についての公表がされてないということ自体、私どもとして議員としての判断には非常に迷ってしまう点があり、どのように判断してよろしいものかという点が残っています。

そのような観点から、町民の健康増進に資する指定管理者の運営が行われるという保障、担保がないという点におきまして、課題等がある中であっては、いま一度、具体的に検討を、検証をした上で決めるべき案件であるというふうに思います。

以上の理由をもちまして、反対をする次第でございます。

皆様のご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 次に、原案に賛成の討論がある方。

12番。

○12番（熊田 宏君） 議場の皆様、おはようございます。

始まって1時間たつのでトイレ行きたいのですが、討論短めにしますので、よろしくお願いします。

私は、議案第27号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

指定管理者の選定は、選定委員会の仕事だというふうに思います。選定の委員の方もいろんなことを考えて選定されたんだろうなというふうに思います。指定管理、このまま続けていくべきだというふうに私は思っております。やはりスリムな行政をその体制をキープしていくべきだというふうに思いますし、民間の柔軟な思考を取り入れるということはこれからも続けていくべきだというふうに思います。

町民の方からはいろいろ不安があるんだろうというふうに思います。しかし、皆さんご承知のとおり、受託される方は実績、様々な実績をお持ちであります。ここでは細かくは述べませんが、それらを選定委員会の方々が考えて選ばれたということでもありますから、これをぜひ進めていくべきだというふうに思いますし、温泉健康センターの経験のあるなし、前任者もありませんでした。ほかの地域でもない方がいっぱいやっていますし、様々なすばらしい実績を残しています。

ですので、プレゼンテーションで選ばれたその1点においても、選定委員の方々が自信を持って選ばれたということでもありますので、そこを皆さん信じて進めるべきだと思います。

また、いろいろ料金についても町民、町内、町外差別をすべきだというふうには言いますが、しばらく前に

広域圏の中でも広域的な公共施設の利用を図るべきだということで料金の差をなくしたりしていますので、その姿勢もぜひ続けていっていただきたいというふうに思いますので、皆様のご賛同をぜひお願い申し上げます。賛成討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 次に、反対の方の討論を認めます。

ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） なければ、打ち切ります。

討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第27号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は賛成、反対がありましたので、お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案を原案のとおり決定するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） 起立多数です。

起立多数でありますので、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第10、これより議案第28号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第10、議案第28号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定についてであります。矢吹町ふれあい農園につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、矢吹町健康センターの指定管理者により施設運営を行ってきたところであり、健康センター敷地内に設置してあることから、両施設を一体化した施設として効果的かつ効率的な管理運営が図られるものとし、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書の規定に基づきまして、非公募により矢吹町ふれあい農園の指定管理者に、福島県白河市新白河四丁目60番地、株式会社アクティブワンを指定するものであります。

なお、指定の期間につきましては、令和3年5月1日から令和6年3月31日までの2年11か月間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第28号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第11、これより議案第29号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第11、議案第29号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,880万円を追加し、総額を75億882万円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫支出金3,330万円、町債6,550万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、議会費を特別委員会に係る弁護士委託料により42万9,000円の増額、総務費を福島県沖地震に係る罹災調査の2次調査について、建築士等に委託する被害認定委託料として50万円の増額、災害復旧費を福島……失礼しました。500万円ですね。大変失礼しました。500万円です。500万円の増額。災害復旧費を福島県沖地震に係る災害復旧工事等により1億1,910万円の増額、予備費を2,572万9,000円減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに公共土木施設災害復旧事業債を6,550万追加するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。議案第29号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これにて第427回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

なお、引き続き議員控室において議会全員協議会を開催いたしますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。時間は11時30分より開会しますので、よろしくお願ひします。

本日はありがとうございました。

（午前11時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 7 月 1 日

議 長 角 田 秀 明

署 名 議 員 堀 井 成 人

署 名 議 員 鈴 木 浩 一